

広 報

かわち

人口と世帯

4月1日現在
人口 11,856 (-17)
男 5,639 (-7)
女 6,217 (-10)
世帯 2,664 (+4)

() 内は前月比

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No 145 1981.4.15



信濃川に次いで我が国第2の長さをもつ利根川と江戸時代中期に掘られた運河新利根川の両河川をもつ河内村。その美しい景観と豊かな水は、私たちにとってかけがえのない貴重な財産です。

しかしながら両河川の水質は、周辺地域の人口増、工場立地等の都市化の進展にもよる、一般家庭の雑排水の流入やモラル低下による空き缶等の投げ捨てなどによって汚濁が急激に進み、景観がそこなわれるなど、憂慮すべき状況にあります。生命の源であるこの利根川の「水」を守り、そして子孫に伝えるには、私たち一人ひとりが、水の大切さを正しく認識し、村民が一体となって水質浄化に努めなければなりません。四月は、「河川美化月間」です。これらの問題をふまえて、美しい自然のあり方を考えてみたいものです。

昭和56年度当初予算決まる

三月十二日より十八日まで五日間（十五・十六日は休会）の会期中、昭和五十六年第一回定例村議会が開かれ、五十六年度の村づくり事業の基本となる各会計予算案の審議など、十五議案が審議可決されました。

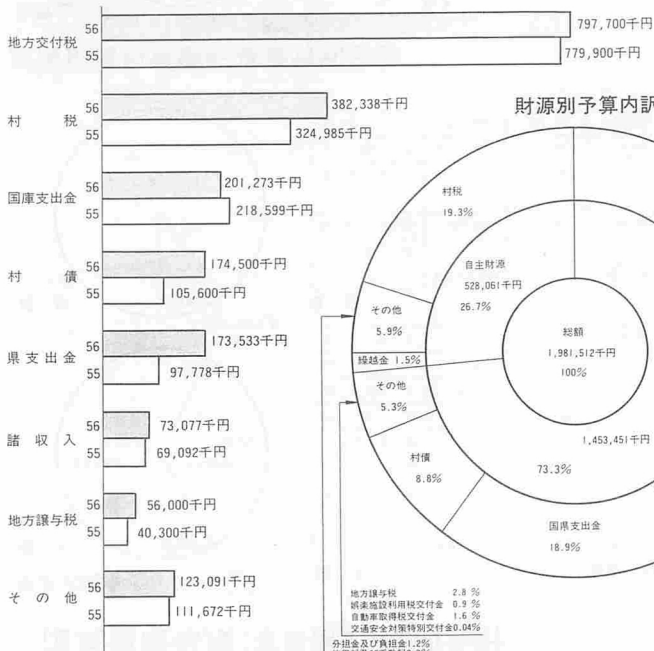
初日の本会議では、五日間の会期の決定のあと、杉山村長より、報告事項三件を含む今回の議案十五件の提案理由説明が行われました。

冒頭、国の景気浮揚対策の混迷に端を免する地方財政の硬直化、財政危機といった地方自治体の直面する問題にふれ、人件費、扶助費、公債費等の増大問題を抱える各自自治体の中において、当河内村においても教育施設の充実、農政対策の振興といった面の経費に対する対策と合わせて人件費、事務費、扶助費、公債費といった経常経費を押さえる方向に、全体一致で望む体制の基本方針が述べられました。

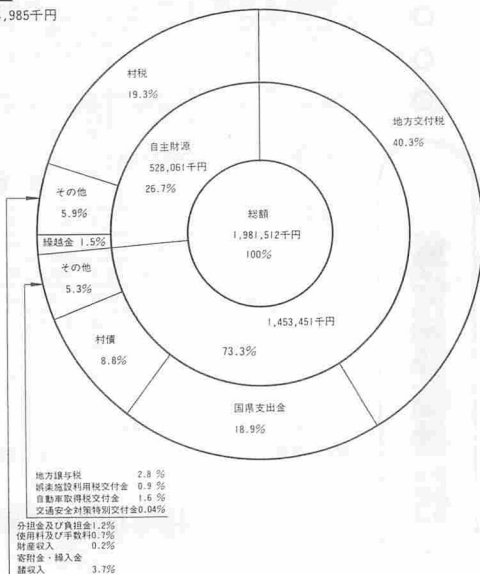
以下、内容については頁を追って掲載します。

一般会計1,981,512,000円を計上!

当初予算 〇〇歳入



財源別予算内訳



予算編成の 基本方針

昭和五十六年度における国の一般会計予算の伸び率は九・九％と昭和三十四年以來の低率となり、公債発行額は十四％減、国債費及び地方交付税交付金以外の一般歳出も四・三％（対五十五年度）増に圧縮するなど、桁台の伸び率にとどまっています。

その結果、地方財政計画の伸び率も昭和三十一年以來の低率となった昨年度より更に下回る伸び率となっております。

以上の現状から村の予算編成にあたっては国と同一基調により、歳入面においては徹底した見直しを行い、歳出面でも限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質的内容の充実に留意しつつ、緊要な施策の実施に必要な財源は極力既定経費の節減により捻出し、一般行政経費については徹底した節限合理化を図り、補助金等についても財政状況に鑑み、整理抑制を図りつつ全体としての歳出規模を圧縮し、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、節度ある財政運営を考慮して編成致しました。

歳出規模の効率的配分に重点,

歳出

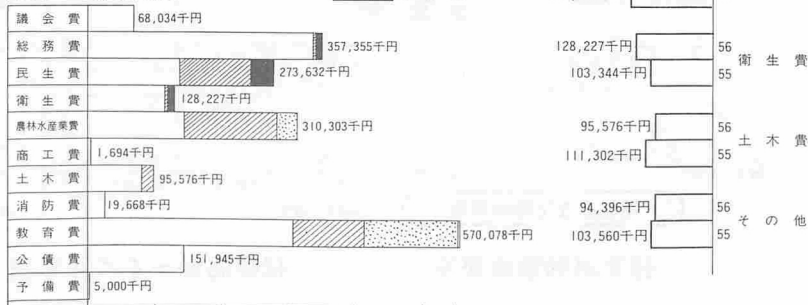
一般会計

性質別予算内訳

維持補修費	0.4%
扶助費	4.5%
投資及び出資金	0.2%
積立金	
貸付金	0.2%
繰出金	4.0%
予備費	0.3%



歳出の財源別内訳

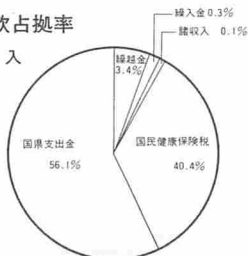


国民健康保険(事業勘定)特別会計

56
年度
特別会計
予算

各款占拠率

歳入



歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
国民健康保険税	238,713	216,515	22,198
使用料及び手数料	38	38	0
国庫支出金	329,272	303,129	26,143
繰越金	354	32	122
雑入金	2,000	2,000	0
繰越金	20,000	29,782	△9,782
諸収入	131	131	0
歳入合計	590,508	551,827	38,681

歳出



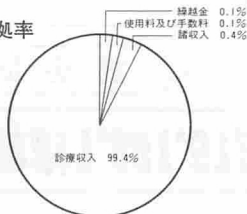
歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	30,887	30,594	293
保険給付費	553,590	517,202	36,388
基金積立金	1	1	0
諸支出金	30	30	0
予備費	6,000	4,000	2,000
歳出合計	590,508	551,827	38,681

源清田歯科診療所事業特別会計

各款占拠率

歳入



歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
診療収入	24,315	25,230	△ 915
使用料及び手数料	20	20	0
繰越金	10	100	△ 90
諸収入	100	100	0
合計	24,445	25,450	1,005

歳出



歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	12,345	15,400	△3,055
医療費	10,100	8,050	2,050
予備費	2,000	2,000	0
合計	24,445	25,450	△1,005

給食センター特別会計

歳入 (単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
繰入金	78,295	76,090	2,205
繰越金	700	700	0
諸取入	49,382	48,411	971
国庫支出金	0	400	△400
歳入合計	128,377	125,601	2,776

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
総務費	78,295	76,490	1,805
給食費	49,882	48,911	971
子備費	200	200	0
歳出合計	128,377	125,601	2,776

水道事業特別会計

収益的収入及び支出

収入 (単位 千円)

款	項	子 算 額
事業収益		91,472
	営業収益	91,471
	営業外収益	1

支出

款	項	子 算 額
事業費用		91,472
	営業費用	73,221
	営業外費用	18,051
	子備費	200

資本的収入及び支出

収入 (単位 千円)

款	項	子 定 額
資本的収入		490,050
	企業債	490,000
	固定資産売却代金	50

支出

款	項	子 定 額
資本的支出		497,472
	建設改良費	492,800
	企業債償還金	4,472
	子備費	200

※ 水道会計については、紙面の都合上、収益的収支と資本的収支のみにとどめ、貸借対照表、損益計算書等については省略させていただきます。

(業務の予定量)

1 給水戸数	1,746戸
2 年間総給水量	621,553 m ³
3 一日平均給水量	1,703 m ³

検察審査員 候補者決まる

「検察審査会」は、選挙人名簿から「くじ」で選ばれた十一人の検察審査員が、民間人を代表して検察官の不起訴処分(裁判にかけない処分)の善し悪しを一般国民の良識により審査する制度です。

河内村選挙管理委員会では一月に委員会を招集、七名の方を審査員の候補者として選びました。審査員は六カ月ごとに半数ずつ交替しますので、検察審査会では年四回、管轄内

の候補者百人の中から「くじ」で審査員を選びます。
審査員に選ばれたときは、この制度の趣旨をくみ、進んで任務に就いて協力しましょう。

★ 検察審査会制度についての詳細は

土浦市中央一―三―一

土浦検察審査会事務局

☎ 〇二九八(四四三)四七

（昭和五十六年度候補者の皆さん）

一月末日付 川村正一さん、真仲聖也

さん、四月末日付 岡野美智子さん、七

月末日付 近藤恒雄さん、小更ちい子さ

ん、十月末日付 酒井康行さん、根本晋

助さん ―― 以上の皆さんです。

55年度補正予算

昭和五十五年度予算の補正は、一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、給食センター特別会計について行われました。その結果、一般会計では歳入歳出それぞれ二百九十六万二千円を追加、総額では二十億二百七十九千円となりました。

(単位 千円)

歳入	款	補正前の額	補正額	計
	村 税	370,396	3,000	373,396
	鉄道施設利用税交付金	17,950	3,000	20,950
	地方交付税	779,900	8,558	788,458
	国庫支出金	200,891	6,832	207,723
	県支出金	129,781	△ 1,697	128,084
	繰入金	50,430	2,169	52,599
	村 債	183,000	△ 18,900	164,100
	歳入合計	1,999,117	2,962	2,002,079

歳出	款	補正前の額	補正額	計
	総務費	399,692	184	399,876
	民生費	331,691	△ 1,700	329,991
	衛生費	112,778	11,629	124,407
	農林水産業費	249,284	△ 6,277	243,007
	教育費	537,186	△ 874	536,312
	歳出合計	1,999,117	2,962	2,002,079

歳入	款	補正前の額	補正額	計
	診療収入	40,324	△ 31,896	8,428
	使用料及び手数料	30	△ 20	10
	繰入金	4,000	6,096	10,096
	繰越金	10	2,170	2,180
	歳入合計	44,902	△ 23,650	21,252

歳出	款	補正前の額	補正額	計
	総務費	34,987	△ 16,863	18,124
	医療費	9,615	△ 6,488	3,127
	子備費	300	△ 299	1
	歳出合計	44,902	△ 23,650	21,252

歳入	款	補正前の額	補正額	計
	繰越金	29,782	9,999	39,781
	歳入合計	551,827	9,999	561,826

歳出	款	補正前の額	補正額	計
	基金積立金	1	9,999	10,000
	歳出合計	551,827	9,999	561,826

一般会計の補正

国民健康保険特別会計の補正

施設勘定

事業勘定

債務負担行為の補正

(1) 債務負担行為の追加

新利根川土地改良区新利根地区圃場整備事業損失補償（損失補償契約締結に対する債務負担行為）

1,246,000円 利率9%

地方債の補正

(1) 地方債の変更

- 源清田保育所防音改築債
20,100,000円から20,000,000円に
- 生板小学校防音改築債
23,400,000円から37,800,000円に
- 田川共同利用施設建設債
23,200,000円から22,600,000円に
- 茨城県市町村振興資金（源清田保育所防音改築債）
10,600,000円から10,700,000円に
- 茨城県市町村振興資金（生板小学校防音改築債）
80,100,000円から63,300,000円に
- 茨城県市町村振興資金（田川共同利用施設建設債）
6,800,000円から7,500,000円に

(2) 地方債の廃止

- 身体障害者居室整備貸付債
1,600,000円 → 0
- 農村総合整備モデル事業債
8,600,000円 → 0
- 村道改良整備事業債
6,400,000円 → 0

※各金額は限度額です。

収益的収入及び支出

(単位 千円)

収入	款	項	補正前の額	補正額	計
	事業収益		79,416	13,590	93,006
		営業収益	76,415	13,590	90,005

支出	款	項	補正前の額	補正額	計
	事業費用		79,416	13,590	93,006
		営業費用	73,413	13,590	87,003

資本的収入及び支出

(単位 千円)

支出	款	項	補正前の額	補正額	計	
	資本的支出			28,657	△ 7,500	21,157
		建設改良費	24,230	△ 7,500	16,730	

河内村簡易水道事業会計の補正

三月定例議会審議議案

議案第一号

河内村教育委員会、教育長の給与改正

新給料 三〇七、五〇〇円
旧給料 二九五、〇〇〇円
(五十五年四月一日より)

議案第二号

河内村教育委員会、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正

五十六年四月一日より、教育長の給与等については特別職に準じたものとなります。(新給料 三三五、〇〇〇円) 旅費等については助役の例による。

議案第三号

河内村水道事業の設置等に関する条例の一部改正

設置条例の中、河内村全域とあるのを、利根町より給水を受けている地域(大字生板の一部地区、大字竜ヶ崎町歩の一部地区)を除くに改められた。

議案第四号

河内村水道事業給水条例の一部改正

負担金(料金)の改正です。本年四月一日より次のとおり値上げされます。

◎基本料金
用途を問わず、一月につき使用水量10m³まで 一、四〇〇円

◎超過料金
基本料金同様、用途は問わず。
○使用水量10m³を超える分 1m³につき 一四〇円
○30m³を超える分1m³につき 一五〇円

議案第五号

昭和五十五年河内村一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計、水道事業特別会計、学校給食センター特別会計の補正予算(六、七頁参照)。

議案第九号

昭和五十六年度一般会計、国民健康保険特別会計、水道事業会計、学校給食センター特別会計、源清田歯科診療所事業特別会計の当初予算(二頁、五頁参照)。

議案第十四号

普通財産の無償貸付につき

旧河内村国保診療所の施設(土地、建物、医療機器一式、車輛)を簡金江医師に対し、無償貸付する案の議決です。

貸付期間は、昭和五十五年八月一日から五十八年七月三十一日までの三年間。ただし、車輛については本年三月三十一日までとします。

議案第十五号

河内村「課」設置条例の一部改正

新たに水道課を設置します。霞ヶ浦の豊富な「水」を稲敷東部の各地区に供給しよう

とすると、県の稲敷東部地域域上水道事業を受けた河内村水道事業の発足に伴い、現在建設課内にある水道関係事業を分離、これを担当する課として新たに「水道課」を設置するものです。

以上、十五案件を可決

三百八十キもとる

田畑輪換方式を導入 大豆一畝

源清田・堤地区 山本 太一さん

五十五年度の全国豆類経営改善共助会の表彰式は、三月二十七日に東京・大手町の農協ビルで行われました。国産大豆はじめ雑豆、ラッカセイ等の生産振興をめざして実施されて以来、今回で第九回目を迎える同共助会ですが、国際的な穀物の需給動向や稲作の生産調整の強化で転作が定着化しつつあることなどを背景に、豆類経営に対する関心が急速な高まりをみせている現在、当村の篤農家である山本太一さんの全国規模での入賞は、これからの河内村における農業の方向を位置づけるものとして、注目すべきものでしょう。



表彰会場風景

なお、今回は、全国四十三道府県から個人部の集団部合わせて二千四百十一点と、過去最高の出品点数となったことも見逃せない点です。昨年暮れからの道県、ブロック審査を経て、山本さん等十六点の各賞候補が選ばれ、そして先月二日の中央審査会（委員長 戸部義次 東京大学名誉教授）で農林水産大臣賞以下各賞が（個人・集団の部とも）決定、同日の表彰式となつたものです。



山本さんのプロフィール

山本太一 昭和6年7月18日生 河内村大字源清田四六一在住 黒立江戸崎農業高等学校卒
河内村大字源清田四六一在住 黒立江戸崎農業高等学校卒
現在、河内村重点作物生産推進連絡協議会会長、堤輪作協議会組合長、堤大生生産組合組合長

卒業生全員に

梅の苗木のプレゼント

先月二十四日、村内各小学校に百六十本あまりの春の花「梅」の苗木が届けられ、本年度の卒業生全員に手渡されました。これは、「できるだけ多くの人々と知り合いを広め、友情を深めながら他人への思いやりと助け合い」をモットーに奉仕活動が続ける竜ヶ崎ロータリークラブからの寄贈によるもので、ここ五年來好例になっている春のプレゼントです。
梅の苗木には「皆さんのたくましい成長の記録として可愛がって……」とのメッセージが入っています。大切に育てたいですね。

戦没者等の遺旅の皆さん 特別弔慰金の請求をお早く

昨年四月より特別弔慰金の支給範囲が拡大されています。次の要件に該当し、まだ請求されていない方は請求手続をお早めに。
(1) 昭和五十年四月一日以後、昭和五十四年三月三十一日までの間に公務扶助家族、遺族年金等の受給者がいなかった遺族

(2) 旧陸海軍部内の判任文官（昭和二十一年勅令六十八号で恩給が停止にならなかつた者）で公務死亡した者の遺族で、昭和五十四年三月三十一日までに公務扶助料等の受給者がいなかった遺族

(3) 昭和五十年四月二日以後、昭和五十四年四月一日までの間に弔慰金のみを取得したこととみなされる遺族

※ 戦没者の身分、戦没要件、遺族の範囲等は従来どおりです。また、この請求権利は昭和五十七年五月七日で時効となりますのでご注意ください。

請求手続等、詳しくは
住民課援護事務担当までどうぞ

非行化防止に本腰

河内村高等学校PTA
生徒指導委員連絡協議会

河内村高等学校PTA生徒指導委員連絡協議会（酒井康行会長）では、「一月末に水戸市県民文化センターで行われた、昭和五十五年度茨城県高等学校PTA生徒指導中央研修会」に参加、同会で決議された三項目の活動方針

教職員移動終わる！

昭和56年度の新学期を迎えるにあたり、慣例の人事移動が発表され、当村においても19名の先生方が移動の対象となられましたのでお知らせします。

☆長い間お世話になりました☆

(学校名)	(氏名)	(転出校等)
生板小	小泉 和夫	川原代小
源清田小	沼崎 雄一	愛宕中
長 竿 小	菅沢のふ子	退 職
金江津小	藤崎千代子	金江津小
〃	本橋喜代子	退 職
〃	吉田 薫	竜ヶ崎教委
河 内 中	網島 定世	取手一中
金江津中	坂根 義男	立市町中
〃	坂本 正宏	新利根中
〃	根本 根本	退 職

☆よろしく申し上げます☆

(学校名)	(氏名)	(前任校等)
源清田小	田 仲 光	東村南小
長 竿 小	坂本 正子	新 採 採
金江津小	黒田喜美子	新 採 採
〃	久保田なほ	新 採 採
〃	藤崎千代子	長 竿 小
河 内 中	小菅 早苗	新 採 採
金江津中	塩 幡 郁夫	新 採 採
〃	秋山 稔	新 採 採
〃	並木 清巳	新利根中
		鳥崎小



先月二十二日、婦人の集い 経済大学教授渡辺博史氏を迎
婦人学級合同の講演会が電通 えて行われました。今回のテ
ーマは、「高齢化社会と婦人 のいきがい」。同大社会学研
究室長の渡辺教授が独特の口 調（秋田なまり？）で語る高
齢者の美しい生き方、人間 係のあり方など、ユーモラス
な講演に会場では終始笑い声 が絶えず、年度最後、百人を 超える生徒さん方のメモをと
る手も休みがち。長く生きて 人は美しい「花の人」と呼び 合いたい、生涯学習を忘れず 美しく年をとろう——との教 授の言葉に一同、ガンパロー。

美しい心をはぐくもう
笑いの渦の中終講式（中央公民館婦人学級）

4月19日(日)

青年会結成式！

場所：河内村中央公民館

時間：午後2時

◎結成式終了後、カラオケ大会を予定して
おりますので、仲間をさそって参加しよう。
お問い合わせは 中央公民館 ☎4-2843まで

店舗移動のお知らせ

国民金融公庫土浦支店

国民金融公庫土浦支店は、来る四月二十七日（月）から左記に移転します。

〔移転先〕

土浦市中央一丁目一二十六

日本生命ビル三階（京成デパート隣り）

☎ 〇二九八―22―四一四一

「働く人びとの職場体験記」募集

- ◎テーマ ①職場と私 ②技能に生きる
- ◎④〇〇字詰原稿用紙四―六枚 ⑤昭和五十六年五月九日締め切り（当日消印有効）
- ※ 詳しいお問い合わせは

日本労働協会広報部「職場体験記」係

☎ (03) 四三六―〇一五一（内線219）
四三三―一六七〇

商業・サービス業も

八時間労働制に

労働時間の
「特例」廃止

四月から段階的に実施

労働基準法では、
「使用者は、休息時間を除き、一日八時間を超えて労働させてはならない。」(三十二条)と八時間労働制の原則を定めています。
つまり、一日八時間を超えて労働させる場合には、労働時間の時間外協定(三十六条)と八時間労働制の原則を定めています。

つまり、一日八時間を超えて労働させる場合には、労働時間の時間外協定(三十六条)と八時間労働制の原則を定めています。

金の支払い義務が生じます。

しかし、この規定には「特例」が設けられています。

労働基準法は昭和二十二年

日から削除され、「特例」が廃止されることになりました。

これが、労働時間の「特例」といわれるものです。

この「特例」規定が四月一日から削除され、「特例」が廃止されることになりました。

「特例」廃止の主な背景

●労働時間の「特例」は、例として設けられた制度で、社会経済の発展に伴い、基本的には廃止されるべき性格のものであると考えられること。

●昭和46年、労働基準法研究会(労働大臣の私的諮問機関)は「特例」関係規則の検討を提言していること。

●現在「特例」業種のうち、8時間労働制を採用している事業所が全体の約8割にものぼっていること。

●商業・サービス業など第3次産業といわれる分野で働く人が増え、その雇用形態などに応じて適正な労働条件を確保することが重要になり、そのために、まず、労働時間制度についても他の産業と同じ法制にすることが必要と考えられるようになったこと。

しかし「特例」は商業・サービス業を中心とした中小零細企業(全国百六十万事業所、九百六十万人)の労働者に適用されており、一律・全国的に廃止すると影響が大きい。昭和六十年三月三十一日までに段階的に行われることになりました。

廃止後は「すべての業種の労働者に八時間労働制」が適用されることになりました。

(特例廃止の時間)

●商業(三十人未満の卸・小売業、理・美容業、病院、社会福祉施設、興行業(映画制作を除く)、飲食店、旅館・ホテル、娯楽業についての「特例」は、次のような事業場規模区分に応じて廃止されます。

①労働者数が五十人以上の事業所(昭和五十六年四月一日から)

②労働者数が十人以上五十人以下の事業所(昭和五十八年四月一日から)

③労働者数が一人以上九人以下の事業所(昭和六十年四月一日から)

なお③については、廃止の時期について昭和六十年三月三十一日までに、中央労働基準審議会会で再検討されることになっていきます。

家庭の療

不眠 運動などで気分転換を



なかなか寝つかない、寝ついてもすぐ目が覚めてしまふ、眠りが浅く熟睡できない。眠れない状態が何日も続くや顔にも疲れが出てきます。

不眠には、気疲れから眠れない場合と、病気があるために眠れない場合とがあります。

「眠れない」という訴えはさまざま、布とんを日に干したら熟睡できたという例もあります。不眠ノイロ

いせや不眠神経症で眠れない場合は、本人が眠れないと感じているだけで、必要な睡眠をとっているケースが多いようです。

▼「気にならずに運動を▲」

▲きは医師の診断を受けること

をもちつつ、必ず医師

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

よしないこと。難しいこと

「特例」が廃止されたら……

労働時間の「特例」が廃止されますと、すべての産業に八時間労働制が適用されることとなります。すなわち、使用者は商業・サービス業でも休憩時間を除いて一日八時間を超えて働かせてはならなくなります。

もし、一日八時間を超えて働いてもらう必要がある場合は、時間外労働の協定を結び割増賃金を支払う必要があります。

ですから、これまで「特例」によって九時間労働を定めていた商店、食堂、旅館、理美容業などの事業場では、就業規則や時間外協定を改める

必要があります。

こうした「特例」廃止による新しい制度に経営および組織をうまく適合させるためには、営業時間の見直しや人員配置の合理化、交替勤務制など、いろいろな見直しが必要となってきました。実施に当たっては、労働間の十分な話し合いによる円滑な移行が望まれます。



1日8時間を超える労働には割増賃金

〔注〕労働時間の「特例」については、労働基準法第四十条に基づいて労働基準法施行規則第二十六条から第二十九条までに規定されています。

登記無料相談所開設のお知らせ

「表示登記の日」を記念して、左記のとおり無料相談所を開きます。来場の上、お気軽にご相談下さい。

一 無料相談
一 相談事項 不動産登記法、商業登記法ほか

とき 昭和五十六年四月五日（第一日曜日）
午前十時～午後三時

〇土地の分筆、地目変更、建物の新築、増築、減失等不動産の表示、表示変更登記

- 〇境界問題の調査、測量
- 〇相続、売買、贈与、低当権等権利の設定、変更登記
- 〇会社（法人）設立、合併、移転等の商業登記
- 主催 茨城土地家屋調査士会
- 後援 茨城司法書士会 水戸地方方法務局

一般飲料水(井戸水)の水質検査事務が変更

これまで、各保健所が行っていた一般飲料水(井戸水)の水質検査業務を、本年4月1日より茨城県薬剤師会公衆衛生センターが行うことになりました。

なお、検査する井戸水の持参場所は、従来どおり、竜ヶ崎保健所です。

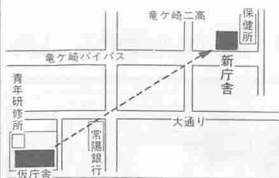
- 検査する井戸水を検査機関に運搬する日は毎週まっています(竜ヶ崎保健所管内は木曜日)ので、その前日にご持参下さい。検査結果は、10日程で直接郵送。
- 手数料一検査1500円・郵送料一実費
- ※ 詳しくは、竜ヶ崎保健所 ☎竜ヶ崎2局2161) または(財)茨城県薬剤師会公衆衛生センター(水戸市千波町東久保12-6 ☎0292-41-7771)まで

ですが、不眠にこだわらないで、むしろ気分転換に神経を使ってみましょう。運動などで適度に体を疲れさせるのと体が休養を要求するの指示通りに飲むこと。眠れないからといって、勝手に量を増やしたりすることのないよう気をつけましょ

法務局庁舎落成 4月20日より移転に

法務局新庁舎の落成により、竜ヶ崎青年研修所隣の仮庁舎から旧法務局庁舎跡(竜ヶ崎保健所隣)の新庁舎に移転4月20日(月)より事務が開始されます。なお、4月17日、18日の両日は引越し日にあたりますのでご注意ください。

〔新住所〕 竜ヶ崎市2985番地



4月の納税

国民健康保険税 1期
軽自動車税 1期
納付期限は4月30日です。

休日診療当番医

- 4月19日(日) 本橋(久)医院
江戸崎町 02989-2-2345
- 4月26日(日) 竹尾医院
金江津 河内-6-2436
- 4月29日(天皇誕生日)和田医院
桜川村阿波029894-2412
- 5月3日(憲法記念日)欠野医院
江戸崎町 02989-2-2127
- 5月4日(代替日)坂本(隆)医院
江戸崎町 02989-2-2232
- 5月5日(子供の日)宮本病院
東村幸田 02997-9-2114
- 5月10日(日)池延医院
新利根村 029787-2070
- 5月17日(日)津村医院
桜川村阿波029894-2719
- 5月24日(日)大久保医院
桜川村古渡029894-2733
- ※診療時間 午前9時～午後4時
なお、都合により当番医の変更も
あります。詳しくは欠野英雄医師まで
☎02989-2-2127

「掲載文募集」
「脱や自己のモットーにしていることなどを基にし
た」提言文」をシリーズで掲載します。どしどし
ご寄稿ください。(本文三〇〇字程度)

交通安全運動推進の
ため、一般市民の方の体

縮務課広報係宛お願いいたします。



4月1日より 水道料金が改正に

近年、生活様式の向上に伴い給水量が増加傾向を示すなか、水源である地下水の水位低下と水質の悪化が著しく、特に西部地区(手栗機場)水源の原水水質は塩素イオンが500PPM以上の値を示すなど、地下水による水源確保が困難にまでなっており、給水に支障をきたしている状態です。

これらの諸問題に対処するため、県南広域用水給水事業からの受水による安定した水源の確保、円滑なる給水を図ろうとする事業が本年度(昭和56年度)より実施の運びとなりました。しかしながら、約5億円にのぼる事業費や資材物価の値上り等による支出増に対し、限られた収入源での健全な事業経営は困難になってきました。

以上の理由により、今回、水道運営審議会の答申を受けて、次のように水道料金を改正することに決定致しました。

どうか皆様方には、諸般の事情を御推察下さいまして御協力いただけますようお願い申し上げます。

〔改定新料金〕

○基本料金	10㎡まで	1,400円
○超過料金	11㎡～30㎡まで	140円
	(1㎡につき)	
	31㎡以上	150円

交通事故〇の提言

交通安全は家庭から



長羊小詰
本多君子さん

No.1

交通事故にあい、途方にくれる被害者、一生働いてもむかない生き地獄の加害者。共に交通地獄とは、その名の通りです。こうした苦しみも心の底から味わうのは、家庭にあつては母親であり、お母さん達ではないでしょうか。オートバイで暴走する子供達、まだ幼ない小学生、中学生の皆さんには本当の生き地獄の苦しみがわかるはずはありません。私たち母親が本気になって訴え、無善な行為を止めさせなければなりません。また、そんな母親の気持ちを心から耳を傾けて聞いてくれる家族の一人ひとり。とても大切なことではないでしょうか。

磐石な家庭の構築と云つても、こうしたことが原点にならうかと思えます。両親にもらったかけがえのない生命を大切に、他人の生命も大切に。小さな時から家族ぐるみでこうした姿勢を毎日の生活の中にしつかりと身につけて行くことが肝要かと思われまふ。

さあ、今こそ心臓をえられ、河内村より交通事故やオートバイの無善な運転を追究いたしましょう。

母の会の一員として、心から叫ぶものです。

●法律・人権相談所開設のお知らせ(お気軽にご相談下さい)

とき/5月15日(金)午前10時～午後3時 ところ/河内村役場 詳細は住民課まで